

2011年4月1日

プルデンシャル生命保険株式会社

「東北地方太平洋沖地震」の被災地域のお客さまの
入院給付金のお支払いに関するお取扱いについて

この度の地震、津波で被害を受けられたお客さまのご契約を対象として、下記のお取扱いをいたします。

記

ご加入されている生命保険契約の約款規定に基づいて、病院または診療所（以下、医療施設）において医師による入院治療を受けた場合に、弊社は入院給付金をお支払いいたします。しかし、この度の地震、津波では、本来入院による治療が必要であったにもかかわらず、医療施設に入院できないケースがあったと想定されます。これを踏まえ、入院給付金のお支払いについて次のとおりお取扱いさせていただきます。

（１）被災後直ちに入院ができなかった場合

この度の地震、津波により、被災日に入院治療が必要なけがをされたものの、医療施設の事情等により直ちに入院することができず、一定期間経過後に入院された場合は、お申出をいただくことにより、被災日からご入院されていたものとして当該期間についても入院給付金をお支払いいたします。

（２）入院の継続が必要だったにもかかわらず、退院せざるをえなかった場合

引き続き入院治療が必要であったものの、医療施設側の事情等により、退院が当初の予定より早まり、その後は臨時施設等で医師により治療を受けた、または医師の指示により自宅療養された場合は、本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

（３）医療施設に入院できなかった場合

入院治療が必要であったにもかかわらず、医療施設側の事情等により入院できず、臨時施設等で医師により治療を受けた場合は、本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

以上